ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策 (国内制限措置の延長と一部変更)

2022年1月17日 在ギリシャ日本国大使館

1 ギリシャ政府が国内制限措置を延長・一部変更しましたので、お知らせします。 今回の措置の有効期間は、1月24日までとなっています。今回の延長に伴い、昨年 12月30日からのオミクロン株に対する感染予防措置についても引き続き延長され ています。

また、ギリシャ政府は、2月1日以降、18歳以上のワクチン接種証明書は、強化接種を受けていない場合、2回目接種(※ジョンソン・エンド・ジョンソンの場合は1回目)完了から7か月経過後に無効とみなすと発表していますので、ご留意ください(これまでは60歳以上が対象でした)。

2 「制限措置の一覧」(当館作成資料)については、下記リンクからご確認ください。

https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list_20220117_kokunai.pdf

※各種施設利用時の必要書類が流動的でわかりにくくなっています。別添資料をご確認いただくとともに、詳細については各事業社等にお問い合わせください。

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St., 152 31 Halandri

TEL: 210-670-9910, 9911 FAX: 210-670-9981

H P : http://www.gr.emb-japan.go.jp

e-mail : consular@at.mofa.go.jp